

肝炎対策推進協議会 御中

平成26年7月9日
 肝炎対策推進協議会委員
 大賀 和男
 岡田 京子
 清本 太一
 武田 せい子
 西村 慎太郎
 野宮 隆志
 米澤 敦子

ウイルス性肝臓病（肝硬変・肝がん）患者への支援について（要望）

【上記を要望する理由】

(1) 多数の感染者と多数の死亡者（感染者数 日本：B型<C型、世界：B型>C型）

感染者数(推定)	日本 B型 110万人～140万人	C型 190万人～230万人
	世界 3.5億人	1.7億人
死亡者数 (肝硬変・肝がん)	1960年頃 1万人～1.5万/年	2010年頃 4万人～4.5万人 累計死亡者数：100数十万人

注) 感染者数（推定）日本：第一回肝対策推進協議会の厚労省資料
 世界：日本 WHO 協会

(2) 感染原因（本人の責めは無い）

・肝炎対策基本法：「B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。」

国の責：血液製剤、予防注射（連続接種）

原因未解明 ・血液行政等問題：長期の売血制度、注射器・医療器具の消毒や取換が不十分

・垂直感染

(3) 肝臓病への施策（実施）

- ・肝炎対策基本法の制定
- ・治療法・治療薬の開発と早期保険適用
- ・B型ワクチン
- ・国と各自治体に協議会の設置
- ・肝炎ウイルス検診対策、陽性者へのフォロー対策
- ・医療体制の構築、相談窓口の設置
- ・医療費助成（ウイルス排除（重症化の防止）、二次感染防止対応）

(4) 経済的支援（肝炎対策基本法）

- ・肝炎対策基本法第十五条：「国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。」
- ・附則抄：「肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これら

の患者に対する医療に関する状況を勘案し今後必要に応じて検討が加えられるものとする」

(5) 不十分な経済的支援事項（肝硬変・肝がん患者への支援）

- ・患者は「肝炎→肝硬変→肝がん」と進行する。現在の医療費助成制度の対象は「肝炎」を治療するための抗ウイルス剤の治療に限定されている。重篤な「肝硬変・肝がん」に進むと、肝硬変・肝がんの治療に医療費助成がない。より困った状態の医療費助成が無い。
- ・肝臓移植を受けた患者と非代償性肝硬変のチャイルドピュー分類Cの状態が3カ月継続の患者に身体障害者手帳が交付されている。国は認定の対象者は3～5万人を想定していた。平成23年度末時点の手帳交付件数は6276件で、その内肝臓移植者数が半数以上を占めている。チャイルド分類Cで手帳を交付された人数は年間死亡者数の1割にも満たない。手帳交付を受けた方も利用する期間がないのが殆どです。

(6) 厚労省へ”肝硬変・肝がん患者への支援”の要望とそれへの対応（経過）

- ・第177国会(会期：平成23年1月～8月)で「肝硬変・肝がん患者等の療養支援の推進を検討して下さい」が衆・参両院で採択された。
- ・肝炎対策推進協議会等で患者委員が何度かこの要望をしている
- ・八橋班研究(病態別の患者の実態把握のための調査/研究代表者：八橋 弘 長崎医療センター)が行われた。
- ・小宮山厚労大臣発言：他の疾病に対する対策とのバランスということで横並びの対策に止めるのではなく、全てのウイルス性肝炎患者に対して一段上の対策をとる必要があるという認識に同意。
- ・平成25年、厚生労働大臣は「八橋班研究(病態別の患者の実態把握のための調査/研究代表者：八橋 弘 長崎医療センター)の結果をまっけて、肝硬変・肝がん患者支援のあり方について検討する」と発言。

【具体的な要望事項】

1. 下記事項を推進して下さい。

- ①ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費の助成制度を創設して下さい。
- ②身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度に見直して下さい。

2. 担当部門への要望事項

①肝炎対策推進室への要望

ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度に関する前回協議会での議論を踏まえ、検討を着実に進めて下さい。

②社会援護局障害保健福祉部企画課への要望

身体障害者手帳認定基準見直しに対する平成26年度に開始された研究班の検討を速やかに行い、平成27年度には新しい制度での適用をして下さい。

以上